

がん原性指針の対象物質選定ルールの見直し（案）に関する
他の検討会の意見

がん原性指針の対象物質選定ルールの見直し（案）について、2つの検討会において事務局から説明し、案の3（3）について委員より以下のとおり意見が出された。（「→」部分は事務局の回答）

【1】平成25年度第6回「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」の意見（平成25年9月18日開催）

- リスク評価においては、例えば発がんの過剰発生率10のマイナス4乗に対応した濃度を一次評価値としているが、それ以下であるようなリスクが高くないものを、単に定性的に発がん性があるという質的な評価のみで指針に入れるということになると、今までの定量的なリスク評価の考え方と矛盾するのではないか。
 - 指針はリスク評価結果を踏まえた規制導入とは異なり、注意喚起の意味もあるので、ハザードベースで出している。
- 企業にとっては、厚生労働省からのガイドライン・指針は、法律的な規制という感覚ではないか。

指針には、その対象物質は安全なものではないという情報提供の意味があり、その意味では対象物質を増やしていくのはよい方向である。しかし、物質によっては、業務ごとに指針又は特化則での判断、対応が求められる等、指針対象物質が増えていくと業務が難しくなると思われる。ナノの情報提供の指針が出たときも、ナノ事業が下向きになった。

情報提供の部分と、義務の部分が錯綜、輻輳しないよう、わかりやすい整理を希望する。
- 指針はハザードベースで注意喚起するものとのことは理解できるが、現実にはSDSのしくみがあり、その中にハザードの発がん性等のマーク・情報もあるので、それを活用していけばよいのではないか。

発がん性の物質には有機則や特化則の対象となるものがあり、事業者から見ると複雑で、なかなか整理が出来ていない。その中でさらに指針の対象物質を増やしていくと対応が苦しいのではないか。

注意喚起ということであるが、SDSで有害性の高低等の情報があるので、新たに指針での注意喚起はそれとダブってしまうのではないか。

 - SDSをもらっても十分に活用できない事業場もあるので、指針によるがん原性物質である等の周知も必要ではないか。

【2】平成 25 年度第 2 回「有害性評価小検討会」の意見（平成 25 年 12 月 6 日開催）

- リスク評価においては、国内で行われている全ての業態について正確に把握しきっていない可能性があり、特別な使い方により労働者が高濃度ばく露している事業場があるかも知れない。
このことを考慮すると、「リスクが高くない」と評価された物質についても指針対象とする必要がある。
ただし、国内で使用実態のない物質は外してよい。
- 「リスクが高くない」と評価された物質を指針対象にするとしても、「遺伝毒性のあり・なし」で分ける方法もある。遺伝毒性がない物質まで指針対象にするのはやり過ぎではないか。
- 毒性試験を基に評価レベルを決めてリスク評価を行っているのであるが、「遺伝毒性のあり・なし」は判断が難しい場合もあり、リスク評価には多少曖昧さが残る。
このため、「リスクが高くない」と評価された物質について、指針により情報が提供されることは意味がある。
- リスク評価を打ち切った物質について、使用量がごくわずかなものであれば指針対象としなくてもよいが、ある程度の使用量があるものならば、現場で適正に管理されているかどうか分からないまま指針対象から外してしまうのは危険が残る。
- 「リスクが高くない」と評価されたものもがん原性指針の対象とするというまとめとするが、物質選定に当たっては個別の検討も必要。